

区有財産有償貸付契約書

貸付人 東京都板橋区（以下「甲」という。）と借受人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
（以下「乙」という。）とは、次の条項により区有財産（区の行政財産及び使用財産）について有償貸付契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

物件番号	所在地・施設名等	設置面積	設置可能範囲	型式
1	板橋区板橋二丁目 66 番 1 号 板橋区役所 1 階	2.16 m ²	横 1.8m×奥行 1.2m	バリアフリー型
2	板橋区仲町 20 番 5 号 仲町区民事務所 2 階	2.16 m ²	横 1.8m×奥行 1.2m	バリアフリー型
3	板橋区小豆沢二丁目 19 番 15 号 志村坂上区民事務所 1 階	0.91 m ²	横 1.3m×奥行 0.7m	ボックス型
4	板橋区坂下二丁目 18 番 1 号 蓮根区民事務所 1 階	1.35 m ²	横 1.5m×奥行 0.9m	ボックス型
5	板橋区赤塚六丁目 38 番 1 号（赤塚庁舎） 下赤塚区民事務所 1 階	2.16 m ²	横 1.8m×奥行 1.2m	バリアフリー型
6	板橋区高島平三丁目 12 番 28 号 高島平区民事務所 1 階（屋外）	1.35 m ²	横 1.5m×奥行 0.9m	ボックス型

※各物件とも設置場所は別紙配置図のとおりとする。

（用途の指定）

第3条 乙は、貸付物件を、「マイナンバーカード申請機能付証明写真機の設置」の用途（以下「指定用途」という。）に自ら使用しなければならない。

2 乙は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、次のとおりとする。

貸付期間
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

（契約更新等）

第5条 本契約は、前条に定める貸付期間の満了時において、本契約の更新（更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。）又は貸付期間の延長は行わないものとする。

（貸付料）

第6条 月額貸付料は、次のとおりとする。

期 間	月 数	月 額	合 計
令和7年4月1日から 令和7年3月31日まで	36月	円	円

※物件ごとの内訳は、別紙内訳書のとおりとする。

(貸付料の支払)

第7条 乙は、前条に定める貸付料を、次に掲げるとおり、甲の発行する納入通知書により、その指定する場所において納入しなければならない。なお、この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、乙は、支払期限未到来の対象期間分の支払金額に相当額を加減して支払う。

対象期間	支払期限	支払金額
令和7年4月分から令和8年3月分	令和7年4月30日	円
令和8年4月分から令和9年3月分	令和8年4月30日	円
令和9年4月分から令和10年3月分	令和9年4月30日	円

(電気料金等の支払)

第8条 乙は、本契約に基づき設置したマイナンバーカード申請機能付証明写真機（以下「証明写真機」という。）には電気の使用量を計る子メーターを設置するものとする。

2 甲は、次の計算方式により月額電気料金を計算し、乙に納入通知書を送付するものとする。

【計算方式】			
貸付物件の 月額電気料金	=	子メーターの直結する 親メーターによって 計算される月額電気料金	× $\frac{\text{子メーターの表示する月間消費電力量}}{\text{子メーターの直結する親メーターの表示する月間消費電力量}}$

3 乙は、前項の納入通知書に定める日までに甲に電気料金を支払わなければならない。

4 乙が既存の電気引込柱等の電気設備を使用し、子メーターを設置しない証明写真機については、直接、電気料金を電気事業者に支払わなければならない。

(遅延損害金)

第9条 乙は、第7条及び前条に基づき、甲が定める納入期限までに貸付料、電気料金（以下「貸付料等」という。）を納入しなかったときは、東京都板橋区公有財産規則（昭和39年東京都板橋区規則第21号）第34条の4の規定により計算した遅延損害金を甲に支払わなければならない。

2 年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。

3 遅延損害金の支払方法は、第7条の規定を準用する。

(充当の順序)

第10条 乙が貸付料等及び遅延損害金を納入すべき場合において、乙が納入した金額が貸付料等及び遅延損害金の合計額に満たないときは、遅延損害金から充当する。

(契約保証金)

第11条 契約保証金は、免除する。

(かし担保)

第12条 乙は、本契約締結後、民法以外の法律に特別の定めがあるものを除くほか、貸付物件に数量の不足その他の隠れたかしを発見しても、貸付料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

(維持保全義務)

第13条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

2 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

(維持補修)

第14条 甲は、貸付物件の維持補修の責を負わない。

2 貸付物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて乙の負担とする。

3 直接、電気事業者に電気料金を納めている証明写真機に付帯する電気設備について、維持補修をするために支出する経費は、すべて乙の負担とする。

(権利譲渡等の禁止)

第15条 乙は、貸付物件を第三者に転貸し、又は本契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることができない。

(実地調査等)

第16条 乙は、貸付物件に設置した証明写真機における月の販売件数及び売上金額を甲に定期的に報告しなければならない。

2 甲は、乙が提出した報告に疑義のあるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

3 乙は、正当な理由がなく報告の提出を怠たり、実地調査を拒み、妨げてはならない。

(違約金)

第17条 乙は、第4条に定める期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(1) 第16条に定める義務に違反した場合

貸付料の12か月分に相当する額

(2) 第3条及び第15条に定める義務に違反した場合

貸付料の12か月に相当する額の3倍の額

2 前項に定める違約金は、第22条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第18条 次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。

(3) 乙の手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。

(4) 乙が差押・仮差押・仮処分、競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けた

とき。

- (5) 乙が破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
- (6) 乙が甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (7) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めたとき。
- (8) 乙が主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (9) 乙の資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (10) 第2条に掲げる施設の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると甲が認めたとき。
- (11) その他前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

2 乙が、支払期限到達の翌日から起算して3か月を経過した後も貸付料等を支払わないときは、甲は、催告をしないで、本契約を解除することができる。

(談合その他不正行為に係る解除)

第19条 甲は、乙が本契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項又は第17条の2の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして、独占禁止法第65条又は第67条の規定による審決（独占禁止法第67条第2項の規定による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条第1項の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (4) 乙が、公正取引委員会が乙に独占的状态があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (5) 乙（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (6) 乙（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(原状回復)

第20条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は前二条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する日までに貸付物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(貸付料の返還等)

第21条 甲は、第18条第1項第2号の規定により、本契約が解除されたときは、既納の貸付料のうち、乙が貸付物件を甲に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割計算により返還する。

2 乙は、第18条(第2号を除く。)及び第19条の規定により、本契約が解除されたときにおいて、第7条の規定により支払った貸付料の返還を求めることができない。

3 乙は、甲が第2条に掲げる施設の維持管理に係る補修工事等の保存に必要な行為を行うことにより、30日以上連続して貸付物件に設置した証明写真機を利用に供することができないときは、既納の貸付料のうち、当該期間中の貸付料を日割計算により返還を求めることができる。

4 第1項及び前項の返還金には、利息は付さない。

(損害賠償)

第22条 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費の請求権の放棄)

第23条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は第18条及び第19条の規定により本契約が解除されたときにおいて、貸付物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

(契約の費用)

第24条 本契約の締結及び証明写真機の設置、撤去及び安全対策等に要する費用その他履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第25条 本契約に関して疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

(管轄裁判所)

第26条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

所 在 東京都板橋区板橋二丁目6番1号

甲 名 称 東京都板橋区

代表者 東京都板橋区長 坂 本 健

所 在

乙 名 称

代表者

内 訳 書

所在地・ 施設名等		内訳金額	
		貸付料 (税抜)	消費税及び地方消費税 に相当する額
1	板橋区板橋二丁目 66 番 1 号 板橋区役所 1 階	円	円
2	板橋区仲町 20 番 5 号 仲町区民事務所 2 階	円	円
3	板橋区小豆沢二丁目 19 番 15 号 志村坂上区民事務所 1 階	円	円
4	板橋区坂下二丁目 18 番 1 号 蓮根区民事務所 1 階	円	円
5	板橋区赤塚六丁目 38 番 1 号 (赤塚庁舎) 下赤塚区民事務所 1 階	円	円
6	板橋区高島平三丁目 12 番 28 号 高島平区民事務所 1 階 (屋外)	円	円

※ 「消費税及び地方消費税に相当する額」は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により算出したもので、貸付料に 10% を乗じて得た額である。なお、契約締結後、消費税法等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、消費税及び地方消費税に相当する額を加減する。

暴力団等排除に関する特約条項（委託その他の契約及び請書）

（総則）

第1条 東京都板橋区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月6日23板総契第214号以下「要綱」という。）に基づき、板橋区の発注する工事等の契約から暴力団等の介入を排除する措置を推進するため、甲及び乙はこの特約条項を締結する。

（用語の定義）

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。

- （1） 甲 発注者である東京都板橋区をいう。
- （2） 乙 東京都板橋区との契約の相手方をいう。乙が共同企業体であるときは、その構成員すべてを含む。
- （3） 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- （4） 暴力団員等 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- （5） 役員等 代表役員（入札参加資格者である個人又は法人の代表権を有する者（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した者を含む。）、一般役員等（入札参加資格者の役員、執行役員、支店を代表する者又は営業所を代表する者又は営業所を代表する者（常時、区との契約を締結する権限を有する事務所の所長をいう。）で代表役員以外の者）及び役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画しているものをいう。
- （6） 使用人 乙に雇用される者で、前号に該当する者以外の者をいう。
- （7） 下請負人等 工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の下請負人、工事等に使用する資材、原材料の購入その他の契約の相手方及び業務委託を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の下請負人、工事等に使用する資材、原材料の購入その他の契約の相手方及び業務委託を第三者に委任し、又は請け負わせる場合（再委託）の受託者をいう。

（乙が暴力団等であった場合の甲の解除権）

第3条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、何ら催告を要しないものとする。

- （1） 乙又は乙の役員等が、暴力団員等である場合又は暴力団員等が乙の経営に事実上参加していると認められるとき。
- （2） 乙又は乙の役員等若しくは使用人が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。
- （3） 乙が暴力団員等を雇用していると認められるとき。
- （4） 乙又は乙の役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず暴力団又

は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えたと認められるとき。

- (5) 乙又は乙の役員等若しくは使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約にあたり、乙の契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、第1号から前号までのいずれかの規定に該当するものであると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が要綱第4条の規定に基づく勧告措置を受けた日から1年以内に再度勧告措置を受けたとき。
- (8) 乙が、乙の下請人等が第1号から第5号までのいずれかの規定に該当する場合において、要綱第9条第2項の規定に基づき、甲が乙に対して下請負人等との契約の解除を求めたにもかかわらず、正当な理由なくこれを拒否したと認められるとき。
- (9) 乙が、乙又は乙の下請負人等が当該契約の履行に当たって不当介入等を受けた場合において、正当な理由なく甲への報告又は警察への届出を怠ったと認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は契約金額の10分の1相当額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、契約保証金が甲に支払われたときはその額を違約金に充当し、検査に合格した履行部分があるときはこれに相応する契約金額相当額を契約金額から控除する。

3 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の請求をすることができる。この場合において、乙の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

(不当介入等に関する措置)

第4条 乙は、この契約の履行にあたって、暴力団等から工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、速やかに甲に報告するとともに、警察署に届出なければならない。

2 乙は、乙が直接又は間接に指揮又は監督等を行うべき下請負人等が暴力団員等から不当介入等を受けたときは、当該下請負人等に対し前項と同様の措置を行うよう指導するものとする。

3 甲は、乙又は乙の下請負人等が前2項の規定に基づき適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、工程の調整、履行期限の延長等必要な措置を講じるものとする。

仕 様 書

1 機器設置の条件

- (1) マイナンバーカード申請機能付証明写真機（以下「証明写真機」という。）の搬入日時及び経路については、区の指示に従うこと。また、搬入にあたって事故防止に留意すること。
- (2) 証明写真機の設置にあたっては、日本工業規格（J I S規格）に準拠した転倒防止など、安全に十分配慮すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (3) 証明写真機設置にあたり、工事が必要な場合は、事前に施工方法について区と協議を行い、区の下承を得てから施工を開始すること。また、区施設の躯体に負担が掛からないような施工方法とすること。
- (4) 設置予定箇所において、今回の契約開始日以前に設置されていた写真機の撤去が済んでいない場合は、区の指示のもと、既存の写真機を近辺の空いているスペースに移動し、証明写真機を設置すること。
- (5) 偽造硬貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止など設置場所に応じた防犯対策を講じること。
- (6) 貸付物件ごとに「ボックス型」、「バリアフリー型」の指定に応じた証明写真機を設置すること。「バリアフリー型」は、車いす利用の方でもそのまま使用できるなど、高齢者、障がい者等の利用に配慮した機能とすること。
- (7) 証明写真機の外観は、デザインや使用する色彩など、設置場所周辺との調和に努めること。
- (8) 屋外が設置場所となっている物件については、設置事業者の負担において雨水対策を講じること。
- (9) 電球にL E Dを使用し、未使用時の消灯等の省電力対応を行い、環境負荷の軽減に努めること。
- (10) ①事業者は、撮影方法、写真サイズ、マイナンバーカード交付申請方法等について証明写真機のわかりやすい位置に説明の表示をすること。**特に利用料金、それに対応するサービスなどについて、利用者に対して誤解を与えることのないよう、区と協議のうえ、機器に明確で十分な説明の表示をすること。**
②また、それ以外にも区と協議のうえ、年配者にも理解しやすい表示の工夫をすること。
- (11) 証明写真機の管理及び販売品目に関すること以外の宣伝広告類の掲示しないこと。
- (12) 証明写真機の利用料金は、市場価格を逸脱しない料金設定とすること。また、価格を改定する場合には、区と協議すること。
- (13) 設置事業者は、貸付期間が満了したときは、証明写真機を指定期日までに撤去し、設置場所の原状回復をすること。

2 機器の機能

(1) 対応写真サイズ

次に掲げる証明書等の写真サイズに対応する撮影が可能であること。

ア 運転免許証

イ 履歴書

ウ 障害者手帳

エ マイナンバーカード（個人番号カード）

オ 旅券（パスポート）

(2) 撮影回数

撮影した画像を確認し、撮り直しが1回以上可能か、あるいは複数回撮影後、利用者がいずれかの画像を選択できる機能を有していること。

(3) マイナンバーカードの申請

①マイナンバーカードのオンライン申請ができる機能を有していること。

②無線LANにおいて4G回線いずれかの通信形態を確保すること。

(4) ダウンロード機能

証明写真データをパソコンあるいはスマートフォンにダウンロードできる機能を有していること。

(5) 対応言語

日本語、英語、中国語、韓国語に対応していること。

(6) 使用可能紙貨幣・電子マネー

①1,000円紙幣、500円硬貨、100円硬貨、50円硬貨及び10円硬貨に対応していること。

②PASMO、Suica等の電子マネーに対応していること。（電子マネー対応につき、各所に必要な申請をして、設置後3か月以内に対応可能な状態にすること。）

(7) 領収書発行

領収書の発行機能を有していること。

3 機器の維持管理等

(1) 設置事業者は、定期的に釣銭・消耗品等の補充、品質管理、売上金の回収等のメンテナンスを随時実施し、正常に機能するよう機器の状態を良好に維持すること。また、メンテナンスの結果発生したゴミの回収やリサイクルは適切に行うこと。

(2) ①設置事業者は、証明写真機が故障したときは、設置事業者の責任において直ちに保守修理を行うこと。故障等の連絡にかかる経費は設置事業者の負担とする。また、証明写真機に故障時等の連絡先を明記すること。

②証明写真機の利用全般について、利用者から問合せや苦情があった場合、事業者は、それに対し誠実に対応すること。

(3) 機器の運用に関して、利用者等の第三者に発生した事故に対しては、区の責によることが明らかな場合を除き、設置事業者が補償を行うこと。

(4) 設置事業者は、機器に係る盗難・破損等に関して、一切の責任を負うこと。

(5) 設置事業者は、月毎の販売件数及び売上金額について、設置場所ごとに区へ報告すること。（任意の書式で可。）

また、年度毎に実績報告書（別紙報告様式）を作成し、区へ報告すること。

(6) 設置事業者は、法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

実績報告書

令和 年 月 日

(宛先) 板橋区長

所在地
名称
代表者名

印

(事務担当者)

所属部署
氏名
電話

下記施設に設置しているマイナンバーカード申請機能付証明写真機について報告いたします。

記

1 設置施設名（設置場所ごとに実績報告書を作成してください。）

2 実績

報告月	証明写真機 利用総件数	マイナンバーカード 直接交付申請件数	売上金額
年 月	件	件	円
年 月	件	件	円
年 月	件	件	円
年 月	件	件	円
年 月	件	件	円
年 月	件	件	円
年 月	件	件	円
年 月	件	件	円
年 月	件	件	円
年 月	件	件	円
年 月	件	件	円
計	件	件	円

3 その他